平成２７年（フ）第３５０号
奈良県天理市櫟本町1600番地　天理県営住宅Ｂ３－502
債務者　亀山　規子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３５８号
奈良県大和郡山市泉原町37番地９
債務者　大倉　政彦
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７３号
奈良市大安寺５丁目８番３－１号
債務者　居酒屋あほりんこと　福本すずえ
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７４号
奈良市大安寺５丁目８番３－１号
債務者　福本　健一
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３８８号
奈良市七条西町１丁目38番４号
債務者　黒田工務店こと　黒田　雄一
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３９０号
奈良県生駒市辻町70番地14　アーバンライフＡ－215
債務者　清水斗志也
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２号
奈良県大和郡山市額田部北町1186番地１　グリーンコーポ101号室
債務者　福山　敦子（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４号
奈良県天理市東井戸堂町331番地15
債務者　松村　伸久
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第９１号
広島県尾道市高須町4755番地９　高橋ユーミーマンション201
債務者　奥田　昌則
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１号
広島県三原市久井町和草1231番地３
債務者　松本　慰美
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２号
広島県尾道市山波町247番地28　メゾングランシャリオＡ201号
債務者　杉保　晃郎
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２１５号
広島県福山市幕山台１丁目11番21号
債務者　岡本　光央
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２７２号
愛媛県松山市北藤原町14番地５　マツケンビル403号
債務者　川中　昭男
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１９号
愛媛県松山市久万ノ台1338番地３
債務者　岡本　洋之
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３７号
福岡県久留米市津福本町1023番地18　コーポ平島203号
債務者　山守　章次
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２３８号
福岡県久留米市白山町508番地２　マリオアンドトム白山Ｉ101号
債務者　小野　英生
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１２４号
佐賀県伊万里市伊万里町乙74番地
債務者　一丸　　洋
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１号
佐賀県杵島郡白石町大字東郷2187番地　六角住宅９号
債務者　古賀　　巧
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部